

独立行政法人消防研究所の保有する個人情報の開示の方法  
及び開示請求に係る手数料に関する規程

平成17年2月28日消研規程第73号

独立行政法人消防研究所（以下「消防研究所」という。）における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第24条第1項の電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法に関する定め及び法第26条第1項及び第2項の手数料に関する定めは、この規程の定めるところによる。

（電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法）

第1条 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、法人文書の開示の方法を定める規程（平成14年9月25日消研規程第35号）に定める実施方法に準ずるものとする。

（手数料の額）

第2条 開示請求をする者が納めなければならない手数料の額は、開示請求にかかる保有個人情報が記録されている法人文書1件につき、300円とする。

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料は、現金で納付しなければならない。

（写しの送付の求め）

第3条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手で納付しなければならない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。